



教 県 第 8 3 5 号
平成28年12月26日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

埼玉県立高等学校管理規則の一部改正について（通知）

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（平成28年埼玉県教育委員会規則第26号）が、平成28年12月26日に公布され、別紙のとおり平成29年1月1日から施行されることになりましたので通知します。

なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

- (1) 校長を除く学校職員の介護時間の承認は、校長が行うことについて規定した。
（第11条第1項関係）
- (2) 校長の介護時間の承認は、教育委員会が行うことについて規定した。
（第11条第2項関係）
- (3) その他規定の整備

2 留意事項

今回の改正内容は、埼玉県立中学校管理規則第17条第1項の規定により県立中学校に、埼玉県立特別支援学校管理規則第12条第1項の規定により県立特別支援学校に準用される。

3 施行期日

平成29年1月1日

担当：県立学校人事課学事担当 鯨井
電話：048－830－6735

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び」を「、」に改め、「介護休暇（」の下に「以下」を、「という。）」の下に「及び介護時間」を加え、同条第二項中「病気休暇等」の下に「及び介護時間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

新	旧
埼玉県立高等学校管理規則 第一条～第十条の二 (略) (休暇の承認) 第十一条 条例第十八条の規定に基づく病気休暇、特別休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)第十二条第一項第一号本文に規定する休暇を除く。)、組合休暇、介護休暇(以下この条において「病気休暇等」という。))及び介護時間の承認は、校長が行う。ただし、校長は、職員に引き続き八日以上にわたる病気休暇等を与える場合、又は特に必要と認める場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。 2 校長の病気休暇等及び介護時間は、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を受けなければならない。 第十一条の二～第二十九条 (略)	埼玉県立高等学校管理規則 第一条～第十条の二 (略) (休暇の承認) 第十一条 条例第十八条の規定に基づく病気休暇、特別休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)第十二条第一項第一号本文に規定する休暇を除く。)、組合休暇及び介護休暇(この条において「病気休暇等」という。))の承認は、校長が行う。ただし、校長は、職員に引き続き八日以上にわたる病気休暇等を与える場合、又は特に必要と認める場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。 2 校長の病気休暇等は、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を受けなければならない。 第十一条の二～第二十九条 (略)